○厚生労働省令第八十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十二条第四項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（筆記試験の一部免除） **第四条**　法第八十二条第四項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の表の上欄に掲げる者とし、その者に対して、それぞれ、同表の中欄に掲げる試験の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について筆記試験を免除する。	（筆記試験の一部免除） **第四条**　法第八十二条第四項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の表の上欄に掲げる者とし、その者に対して、それぞれ、同表の中欄に掲げる試験の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について筆記試験を免除する。

<table>
<tr><th>資格を有する者</th><th>試験の区分</th><th>科目</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>技術士試験合格者で、化学部門に係る第二次試験又は農業・食品を選択科目とする農業部門に係る第二次試験に合格したもの</td><td>化学</td><td>化学安全</td></tr>
<tr><td>技術士試験合格者で、資源工学部門若しくは建設部門に係る第二次試験、農業農村工学を選択科目とする農業部門に係る第二次試験又は森林土木を選択科目とする森林部門に係る第二次試験に合格したもの</td><td>土木</td><td>土木安全</td></tr>
<tr><td>技術士試験合格者で、生産・物流マネジメントを選択科目とする経営工学部門に係る第二次試験に合格したもの</td><td>全区分</td><td>産業安全一般</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

2　（略）

<table>
<tr><th>資格を有する者</th><th>試験の区分</th><th>科目</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>技術士試験合格者で、化学部門に係る第二次試験又は農芸化学を選択科目とする農業部門に係る第二次試験に合格したもの</td><td>化学</td><td>化学安全</td></tr>
<tr><td>技術士試験合格者で、資源工学部門若しくは建設部門に係る第二次試験、農業土木を選択科目とする農業部門に係る第二次試験又は森林土木を選択科目とする森林部門に係る第二次試験に合格したもの</td><td>土木</td><td>土木安全</td></tr>
<tr><td>技術士試験合格者で、生産マネジメントを選択科目とする経営工学部門に係る第二次試験に合格したもの</td><td>全区分</td><td>産業安全一般</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

2　（略）